

南九州市長 様

南九州市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 坂 東 義 雄

答 申

1 審査会の結論

南九州市長（以下「実施機関」という。）が不開示とした対象公文書「平成28年度第1回南九州市民生委員推薦会会議録」及び「平成28年度第2回南九州市民生委員推薦会会議録」は、一部の個人情報に係る部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、南九州市情報公開条例（平成19年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成28年8月26日付けで、「※今回の、南九州市民生委員推薦会会議録 ※次下自治会の推薦状」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成28年8月30日付け南九総第7830-1号で、「平成28年度南九州市民生委員推薦会会議録」の公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、審査請求人は本件処分を不服とし、平成28年9月30日付けで審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、平成28年8月30日付け南九総第7830-1号で、「平成28年度南九州市民生委員推薦会に係る次下自治会の推薦書」の公文書部分開示決定を行っている。

(2) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「『本件処分を取り消し、平成28年度南九州市民生委員推薦会会議録を開示する』との裁決を求める」というものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書の中で述べている審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 推薦会の議事録を明確に確認したい。

イ 民生委員・児童委員の自治会からの推薦書に対する、実施機関の承認のあり方に疑問がある。

ウ 推薦書を実施機関が受領するに当たっては、正確な情報で受領してもらいたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 当該公文書は、民生委員法第5条第2項の規定に基づき開催する南九州市民生委員推薦会の会議録であり、市の内部における会議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられ、このことは条例第7条第1項第4号が規定する不開示情報に該当するため、不開示とした。

(2) また、南九州市民生委員推薦会の運営については、これまで鹿児島県民生委員・児童委員及び主任児童委員選任要綱（昭和58年8月8日付け社第390号鹿児島県知事通知。以下「県要綱」という。）に則って行ってきた経緯があり、県要綱第3の2（3）の「推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員、幹事及び書記は、議事に関して秘密を厳守すること。」という規定の趣旨に鑑み、不開示とした。なお、県内の他市町村も県要綱に則る運用を行っている。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月4日	諮問を受けた。
平成28年10月4日	実施機関から弁明書を受理した。
平成28年10月26日	審査請求人に弁明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成28年11月15日	諮問の調査審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）

(2) 審査会の判断

ア 対象公文書が不開示情報に該当するかについて

対象公文書は、実施機関が事務局の役割を果たし、実施機関から委嘱された委員により民生委員候補者を選出する会の議事録であることから、条例第7条第1項第4号に規定する市の内部における会議に関する情報であると認められる。しかし、対象公文書の内容を確認すると、推薦会の大まかな経過が記載されているのみであり、候補者の人格や経験などにまで踏み込んだ議事や、候補者の適格性の検討内容などは記載されておらず、対象公文書を公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは考えられない。よって、条例第7条第1項第4号に規定する不開示情報には該当しないと認められるため、対象公文書は開示すべきである。

ただし、「平成28年度第1回南九州市民生委員推薦会会議録」の「会議の経過」、(追記)中、個人情報に係る部分については、条例第7条第1項第1号により、不開示とするのが妥当である。

イ 対象公文書を県要綱に則り不開示とするものの妥当性について

県要綱第3の2(3)の推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員、幹事及び書記は、議事に関して秘密を厳守することという規定については、民生委員・児童委員の適正な選任と推薦事務の円滑な処理を図るために合理的な規定と考えられる。しかし、本件の対象公文書である議事録は、上記アで検討したように、一部の個人情報を除き、公開することで適正な選任を妨げる内容は含まれていない。よって、県要綱に則り対象公文書の全部を不開示とするものは妥当性を欠いており、部分開示とすべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。